平成２３年（フ）第３１８６号
横浜市保土ケ谷区境木本町12番17号
債務者　阿部　孝志
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７１号
沖縄県うるま市与那城饒辺147番地
債務者　森本ひろみ
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２９３号
沖縄県うるま市石川東恩納579番地１　ヒルズガーデンⅡ203
債務者　宮里　尚子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２９７号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目39番15号　ナカムラアパート202
債務者　山川　浩太
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１６０号
千葉市稲毛区六方町２番地10
破産者　有限会社三ツ葉商会
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５２６号
千葉市花見川区長作台２丁目13番17号
破産者　石川千代子
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３４３７号
札幌市厚別区厚別南５丁目19番15号
破産者　株式会社太陽技建工業
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５号
宮城県柴田郡大河原町小山田字馬取58番地の１
破産者　有限会社平間工機製作所
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９９号
千葉県山武市木原51―88、住民票上の住所千葉県旭市萬力823番地３
破産者　鏑木　秀幸
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１号
福井市別所町第18号24番地の１
破産者　共和調査設計株式会社
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７０号
愛知県豊明市阿野町長根16番地
破産者　有限会社大久保合成
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４５１号
神戸市須磨区磯馴町２丁目３番20号
破産者　株式会社渡辺
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８９号
埼玉県羽生市大字名899番地１
破産者　株式会社小澤製作所
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９３３号
東京都武蔵村山市本町４丁目９番地の３
破産者　有限会社賀豊屋
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９２０号
東京都小平市仲町116番地の18第３コーポ321
破産者　白井　俊幸
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０７号
岐阜県羽島市江吉良町江中７丁目29番地
破産者　羽島総合建設協同組合
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１８号
山口県長門市三隅下2715番地１
破産者　南野　恭子
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２６８２号
札幌市豊平区豊平８条13丁目１番20―108号
破産者　中家　光高
1　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
2　一般調査期日　平成24年２月16日午前11時15分
平成23年12月20日
札幌地方裁判所民事第４部